

③モニタリングの活用

施設の運営について、客観的な視点を持ったモニタリングを実施し、結果を継続的に運営に反映していきます。事業目的の達成度を様々なモニタリングを通じ、総合的な視点で抽出・改選していきます。

モニタリングの実施

モニタリングについては、PDCAマネジメントサイクルにおける「計画の確認」としての位置づけとしています。一連のシステムに沿って、モニタリングの結果を事業にフィードバックする仕組みを構築することで、管理運営の質に関する継続的な向上を図ります。

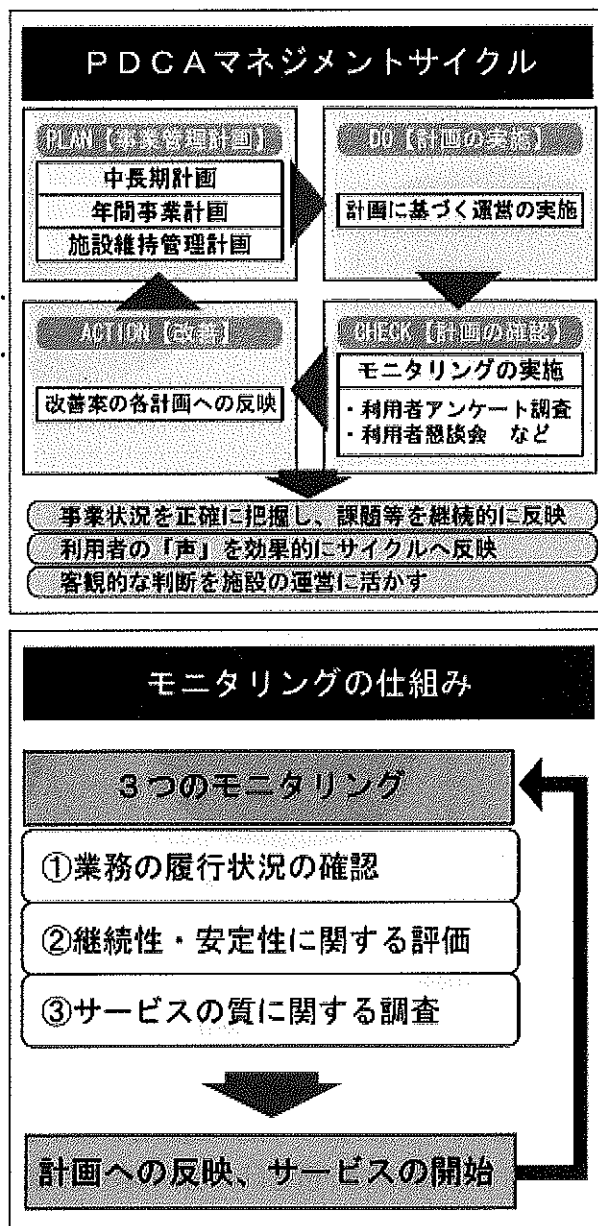
・モニタリングの実施方法

鳥取県が実施するモニタリングに対して全目的に協力するとともに、指定管理者としてあるべき公共サービスの姿を実現するために様々な手法でモニタリングを実施します。得られた結果は運営に生かすため、組織的に検討し、改善への道筋を具体的に計画だて、実施していきます。

・各種事業計画の履行状況の確認

日常の業務報告書と月別の業務報告書を作成し、自治体に提出します。利用人数などの統計的な情報を含め、施設の管理運営状況を正確に報告します。

また、年度事業計画の達成状況や中長期計画の進捗状況などをモニタリングし、報告を行います。



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

サービス提供

3 施設管理

(1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方

利用者が安心して利用できる施設づくりは、施設運営を行うにあたって最も基本的な事項であるとともに、利用者に提供する最大のサービスであると考えています。

利用者が安全に施設内で活動できるよう、事故等の発生を未然に防ぎ、常に危険のない状態を確保するため、次の4点を基本として施設管理を行います。

◆安全

◆清潔（衛生管理）

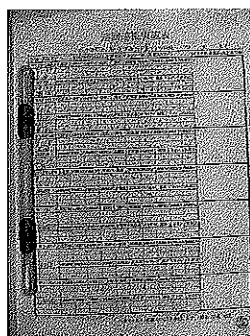
◆長期安定

◆環境配慮

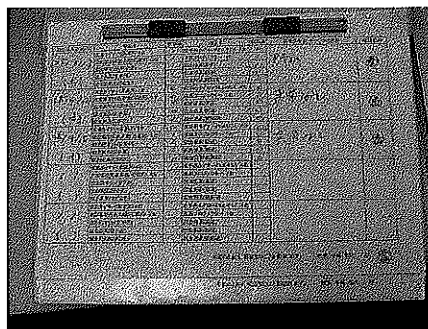
①安全対策の徹底

利用者が「安心して利用できる施設づくり」のため、私たちの豊富な経験と知識を活かし、恒常的に業務改善をする体制を築きます。

- ・スポーツ活動に欠かせない器具は、常に安全で適正な状態に管理されていなければなりません。施設管理マニュアル（別紙2）に基づき設備・備品等の点検整備を徹底し、絶えず良好な状態で使用できるよう努めます。（日常の巡回点検及び3箇月ごとの保守点検の実施）施設の日常点検は巡視等により、職員が1日2回（午前、午後）行ない些細な異常や違和感などを掌握し、早期に対応をします。



（巡回巡視実施表）



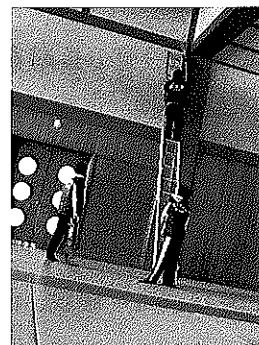
（貸し出し備品確認表）

- ・職員により開館時の開錠から、閉館時警備システムのセットに至るまでの施設管理を徹底します。

②清潔な環境の確保（衛生環境の徹底）

- ・日常清掃、月単位のワックス等の定期清掃、天井・壁等の特別清掃を行うなどして清潔な施設にします。

清掃時は節水を心がけるとともに、繁忙期、閑散期を見極め清掃スタッフの増減を実施し、コスト削減及び適正な効率の良いスタッフ配置による清掃を行います。また、武道館職員も必要に応じ清掃作業をサポートします。



1

2

3

4

5

6

7

8

9

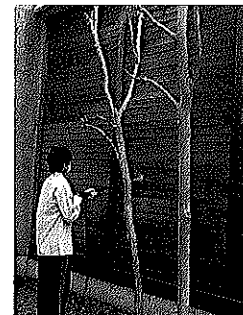
10

11

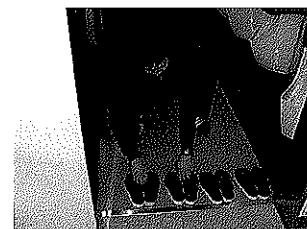
12

施設管理

・委託業者だけでなく、施設の内外を職員で清掃及び整備を行い清潔で、施設の状況を把握し修繕及び補修をしていきます。



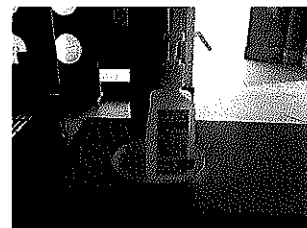
・職員が館内外を巡回し、トイレのスリッパ整理・落ち葉やゴミの収集を行い清潔な施設を維持します。



・館内のトイレにエアータオルを設置し、快適で衛生的な環境を整えます。



・アルコール消毒液を入口に設置し、インフルエンザ等の感染予防に努めます。



・利用者のマナーの向上を促進します。(ごみの持ち帰り運動等)
武道館を利用の方々に環境に対する意識をもっていただくため、自分たちで出したゴミを持ち帰っていただくよう協力をお願いしています。

大会、講習会で開会式の時に関係者へ呼びかける。

大会、講習会で出たゴミは主催者で持って帰っていただく。

館内のゴミ箱にゴミの持ち帰りの協力を表示。

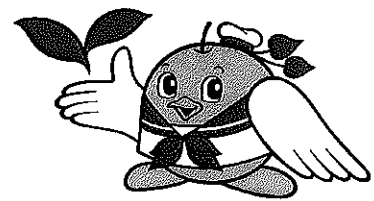
③施設設備の長期安定使用のための維持管理

日常点検、定期点検、使用頻度等の各種データから最適な点検・保全計画を作成します。そして突発的な故障をできるだけ減らす予防保全に重点を置き、長期におけるコスト低減と信頼性の高い維持管理を実施します。

また、施設設備を長期に安定使用するために、法に定める施設設備の点検、整備、検査を受け、また施設、設備、貸し出し用具の保守管理を十分行います。

④環境配慮活動

省資源、省エネルギー、リサイクル活動等環境に配慮した運営が評価され平成18年3月に「鳥取県版環境管理システム（TEASⅡ種）」の認定施設に認定されました。また、毎年度の定期審査を受けましたが、特段の指摘事項はなく、適正に実践しているとの評価を受けました。



今後も施設職員だけでなく利用者にも御理解いただき一体となって環境に配慮した施設運営を目指し、次のように実施します。

・室温調節

冷房28℃、暖房20℃に設定することで、冷やし過ぎ、暖め過ぎに注意します。設定温度を1度変えるだけで、冷房時には約10%、暖房時には約13%の空調エネルギーを節約できます。また、ブラインドをこまめに使用し室温の上昇や低下を抑えます。

・地球温暖化対策

地球温暖化対策として、アイドリングストップを実行していくために、職員の意識改革及び館内掲示等により広く啓発していきます。

また、排気ガス削減のため、可能な範囲で職員の自転車通勤を推奨します。

・エコ製品の購入

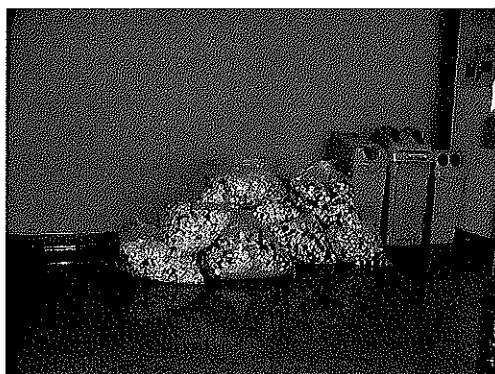
鳥取県グリーン購入基本方針に基づき、特定調達品目を優先し購入します。特定調達品目以外の物品等の調達はできる限り環境負荷の低減を考慮した「エコマーク」「グリーンマーク」「国際エネルギースターロゴ」等、環境物品を選択します。

・こまめな消灯の実施

施設内の利用状況を把握し、不要時の消灯の徹底、休憩時間等の消灯、パソコンのこまめなシャットダウン等節電を徹底します。

・資源環境型社会の形成に協力

施設内外で発生する、不燃物として処理される物（ペットボトルキャップ）を、利用者と協働して回収し、リサイクル運動を推進します。



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

施設管理

また、「どんな小さなアルミでも捨てずにリサイクル」のスローガンのもと地球環境をまもり、福祉に役立つ事業を展開している、環公害防止連絡協議会登録事業所となり、車椅子の贈呈を受けられるよう、プルタブを積極的に回収します。



・環境に配慮した施設運営

新採用職員を対象とした、環境管理基礎研修や全職員を対象とした環境配慮研修を行います。

また、鳥取県が重点施策に掲げる「みんなで取り組む【4つのR】」などの県民運動定着事業の実践事業所として、利用者の啓蒙を図ります。

循環型社会構築を図る4つのキーワード（Refuse（断る）、Reduce（減らす）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化））をあわせて「4つのR」と表現しています。

廃棄物を出さない持続可能な社会を実現して「4つのR」を推奨します。

取り組む優先順位

(1) Refuse（リフューズ；断る）

○不要なものは断り、ごみを発生させない



(2) Reduce（リデュース；ごみを減らす）

○ごみにならないように工夫して減らす



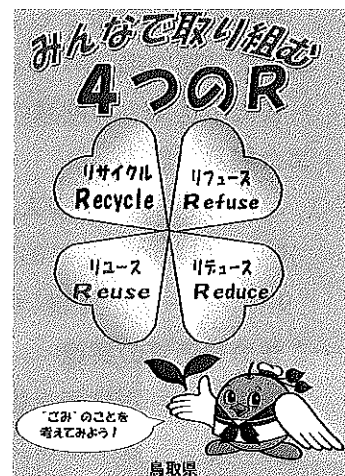
(3) Reuse（リユース；再使用する）

○繰り返し使う、修理・修繕して使う



(4) Recycle（リサイクル；再生利用する）

○使い終わったものを「ゴミ」でなく、「資源」として使う。



⑤ LED化の推進

・施設の電気球をLED化することを検討し、より省エネ施設を目指します。

⑥ 消費電力の節電

- ・グリーンカーテンを作成し、日射をさえぎる日陰をつくることで、周囲の温度が上がるのを防ぎます。
- ・蒸散作用を利用して涼しくなる 葉の表面から水分が蒸発（これを蒸散という）する際に、気化熱を奪い、まわりの気温を下げます。
- ・一度熱くなった壁からは、じわじわと熱が放出されるため、これを防ぎ体感温度を低く抑えることができます。



(2) 外部委託の考え方

下記の業務については、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより一体となった管理を行います。

業務名	内 容
警備委託	休館及び閉館時間帯の館内の機械警備
清 掃	衛生的環境の確保に基づき業務を行い、清潔で良好な衛生環境の確保の為の作業
消防設備保守	消防法に基づき、利用者の安全を守るための設備保守
機械設備等保守	建築基準法、水道法、消防法その他関係法令及び基準に基づく保守
エレベータ保守	安全最良の運転状態を維持するための保守
自動扉保守	自動扉を常に良好に保ち、また施設利用者の安全を守るための設備保守
電気工作物保安業務	電気事業法に基づく保安規定による点検
不燃物・可燃物回収	可燃物及び不燃物ゴミの回収作業

※委託選定方法については、鳥取県登録業者から選定することを基本として指名競争入札としますが、特殊な技術等を要するものにおいては随意契約により委託先を選定します。

また、委託期間は複数年を原則としますが、委託業務内容によっては単年度とします。

※植栽管理は職員が行い経費削減に努めます。

4 料金設定

(1) 開館時間の考え方と設定内容

- ・開館時間は、現行どおり午前9時から午後10時までとします。
 - ・管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開閉館時間を変更します。
- 【実績】
- ・毎年1月1日 元旦剣道稽古会 開催【臨時開館】
 - ・平成24年12月16日 衆議院議員選挙開票所【閉館時間延長】
 - ・その他 各種大会 【開館時間変更】

(2) 休館日の考え方と設定内容

- ・休館日についても現行どおり年末年始(12月29日～1月3日)のみ休館日とします。
- ・管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開館若しくは休館します。

(3) 利用料金の考え方と設定内容

利用者の利便と業務の煩雑防止に寄与していますので、施設設備利用料金表(別紙4)のとおり設定します。

また、県の上限額を基本としますが、利用者の声等の意見要望を反映し、新たに一般利用回数券を設定し、また無料で用品貸出を行います。

- ・利用者の利便性を向上するため新たに回数券を発行します。

回数券	11回分	1,500円
-----	------	--------

- ・下記の用品を無料で貸し出します。

簡易マイク
茶道具(急須・湯のみ)
DVD及びビデオデッキ
湯沸かしポット
スクリーン

(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容

現在の減免制度が施設の利用促進に寄与しているため、利用料減免取扱要領(別紙5)を設定し、利用料を減免します。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

料金設定

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

(1) 火災・盗難災害などの事故・事件防止（防災）対策

利用者や地域住民とのコミュニケーションを図り、日ごろから情報を入手する〈聞く〉、至るところに目を配る〈見る〉、積極的に声かけをする〈話す〉、という基本的な行動を誠実に実行し防犯・防災における予兆、情報を見逃さないようにします。

更に具体的な取組み内容は「緊急時マニュアル」（別紙3）に基づき、スタッフ全員に周知するとともに、いつでも再確認ができるように研修します。

また、職員の対応と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事故・事件発生の防止に努め、万全な事故防止対策の徹底を図ります。

①火災・災害等防止対策

ア) 火 災

館長を隊長とした自衛消防隊を組織し、災害時に備えた班編成を組み、役割を明確にしておきます。また、消防計画に基づいた防災活動を行うと共に、緊急時マニュアルに基づいた消防訓練（避難誘導訓練、初期消火訓練）を年2回実施します。

〔火災を防ぐ〕

- ◆火元周辺・建物周辺に可燃物を置かない。
- ◆燃料・薬品は定められた使用方法と安全な保管をする。
- ◆消防訓練を実施し、火災発生時の対応行動を把握する。
- ◆消防設備の定期点検を実施する。
- ◆消火器、消火栓、火災報知機の操作方法を習得する。
- ◆火元責任者による責任区域の安全確認を行う。



イ) 地震

被害を最小限に食い止めるための備えをします。

また、『緊急地震速報』の活用を検討します。

〔地震に備える〕

- ◆落下、転倒などの危険箇所の対策を実施する。
- ◆火気使用場所の整理整頓に努める。
- ◆消防設備、シャッター等の定期点検を実施する。
- ◆崩落、落下の恐れがある箇所は早期に修繕する。
- ◆非常食品の点検、補充をする。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

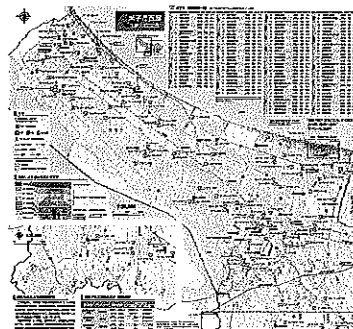
緊急時

ウ) 津波

強い地震が発生し、津波の恐れがある場合は、迅速に利用者を避難誘導します。

〔津波に備える〕

- ◆テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を掌握して起り得る事態に対応策を練る。
- ◆より遠くへ。より高い場所へ避難する。
- ◆要援護者の手助け。
- ◆利用者に呼びかけをし、避難する。
- ◆施設利用制限、事業の中止を判断し、周知する。
- ◆ハザードマップ活用し、危険の増幅が予測される場合は、事前に措置を施す。



エ) 台風・豪雨

台風・豪雨・大雪は防ぐことはできなくても、予報により事前対応する時間があります。植栽、工作物等の養生や補強、巡回などで人手を要する場合は、職員の出勤予定を変更するなどをして、限られた時間内で備えを行います。

〔台風・豪雨に備える〕

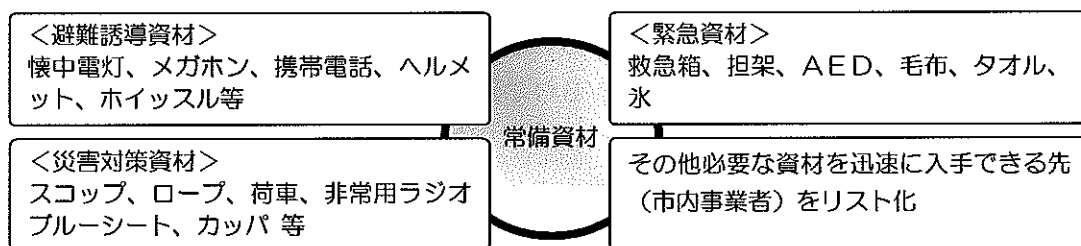
- ◆テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を掌握して起り得る事態に対応策を練るとともに、利用者にテレビモニター等で随時情報を提供する。
- ◆飛ばされやすい物や倒れやすい物を撤去、移動する。
- ◆植栽、工作物等の養生や補強をしておく。
- ◆利用者に呼びかけをし、被災を回避する。
- ◆施設利用制限、事業の中止を判断し、周知する。
- ◆日ごろの巡回によりハザードマップを作成し、風雨により危険の増幅が予測される場合は、事前に措置を施す。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

オ) 緊急時に備えた資材調達

医薬品、AEDなど“緊急資材”のほかにも災害を想定した各種資材の用意が必要になります。その他“避難誘導資材”“災害対策資材”などが必要であり、常備をしないまでも、必要な資材をすぐに調達できるように、緊急調達先として市内事業者をリストアップしておきます。

〔緊急時に必要な資材〕



②スポーツ活動における事故防止対策

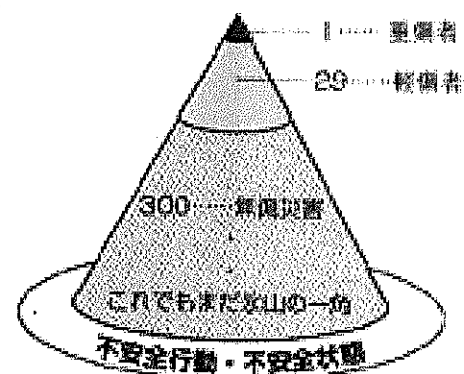
ア) 安全管理

緊急時に即応した共同企業体（コンソーシアム）及び当該施設毎の危機管理体制を整備しています。

アメリカ人安全技師“ハインリッヒ”が発表した『1：29：300』という法則があります。『1の重大災害の下には、29の軽症事故があり、その下には300の無傷事故がある』という意味で、労働災害の事例の統計を分析した結果、導き出されたものです。これをもとに『1件の重大災害（死亡・重傷）が発生する背景に、29件の軽傷事故と300件のヒヤリ・ハットがある』という警告として、安全活動の中で多く採り上げられる言葉です。日常、ヒヤリ・ハットの状態までいかない（もしくは自覚しない）が、実は非常に不安全な状態や行為となると、相当な件数になるはずで、いつもやっていることから、今までも平気だったので……、という不安全行為が、いつヒヤリ・ハットを飛び越え一気に重大災害になるかも知れません。

『1：29：300』で表されている比率は、よく考えれば非常に高い確率で重大事故を招くことを示唆しています。いつやって来るか分からない災害を未然に防ぐには、不安全な状態や行為を認識し、ヒヤリ・ハットの段階で地道に対策を考え、実行して（よい習慣とし身につけて）いくことが重要です。

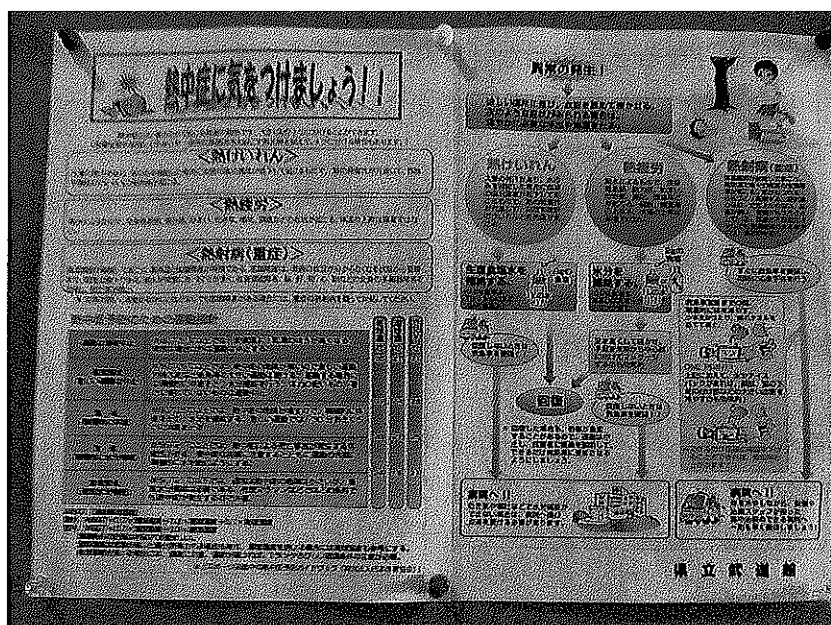
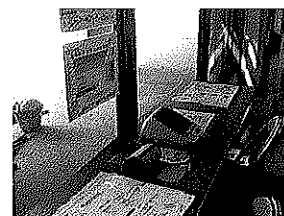
このような考え方から、リスクマネジメントを職員間で共通の意識を持ち、大きな事故にならないように、事故が起こりえる状況を想定し、日々の管理を行います。



緊急時

“来館利用者の安全”をリスク対策の最優先課題とし、特にスポーツ活動による事故防止、防犯、防災に最善を尽くします。

対 策	内 容
スポーツ活動における事故防止対策	スポーツ活動に欠かせない器具は、常に安全で適正な状態に管理されていなければなりません。私たちは、毎日『チェックシート』に基づく器具点検を実施し、異常の早期発見に努めます。
熱中症予防の呼びかけ	日本体育協会の“熱中症予防の運動指針”に沿い、WBGT計を使つての測定結果をお知らせします。指針（下表）は、パネル化して体育館の入口に掲示し、WBGTが28℃に入っている場合は、直接活動の代表者等と安全性について話し合いをします。 特に、子ども、高齢者のスポーツ活動についてはより注意が必要と考えます。
健康チェックの奨励	受付ロビーに全自動血圧計を設置し、運動前の健康チェックに役立ててもらいます。全ての利用者が日頃からご自身の健康管理について興味をもっていただけるように働きかけます。また日々の運動効果を実感してもらえるように体脂肪計も設置します
ウォーミングアップやクーリングダウンの指導	希望者、希望団体に対し、スタッフによるウォーミングアップ指導などの安全教育を行います（事前の申し出と打合せを要します）。



○ 運動に関する指針(日本体育協会(2013) 熱中症予防のための運動指針より)

熱中症予防運動指針

WBGT ℃	熱中症 危険度 ℃	熱中症 危険度 ℃	運動は 原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動 を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高い ので、激しい運動や持久走など体温が上昇しや すい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に 休憩をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低 い人、暑さになれていない人は運動中止。
28	24	31	警 戒 (頻りに休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すの で、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給 する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩 をとる。
25	21	28	注 意 (頻りに水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故 が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意 するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩 分を補給する。
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は 小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が 発生するので注意。

③不審者等防止策

ア) 不審者・不審物

防犯体制を強化するために所轄警察署、交番等と連携し、防犯訓練の実施や地域の防犯情報の提供について協力を行います。また、利用者に対する情報提供、注意喚起を積極的に行います。

〔不審者・不審物への備え、回避策〕

- ◆館内外を適時巡回し、不審物、不審者の有無を確認する。
- ◆事件、不審者情報等を入手し、周知する。
- ◆お客様に声をかけ、日頃からコミュニケーションを取る。
- ◆周辺に不審者らしき情報がある場合は警察に知らせる。
- ◆更衣室やロッカーの中などをよく確認する。
- ◆年1回不審者に対する防犯訓練や講習会を実施します。
- ◆施設内を定期的に巡回し、不審者を発見したら警察への通報等必要な措置をとります。



緊急時

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

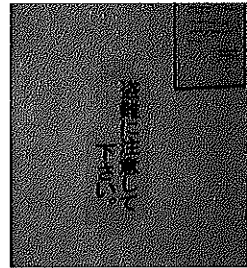
11

12

緊急時

イ) 盗難防止

- ・盗難事例や事故事例のある箇所、または、予測される場所に注意喚起表示の張り紙等を掲示します。
- ・職員と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事件発生の防止に努めます。



④ AED (自動体外式除細動器) の管理

AED の管理

- AED が常時使用できるよう維持管理を行います。
- 委託期間中、年1回以上の定期点検を行います。

全職員が AED 講習を受講

- 全ての職員が AED を使用できるように心配蘇生法、AED の講習会を受講します。
- 心配蘇生法や AED の使用訓練を行います。

危険度合いの対応

- 未就学児 (6 歳まで) の小児にも AED の使用が出来るように小児用パッドを準備します。

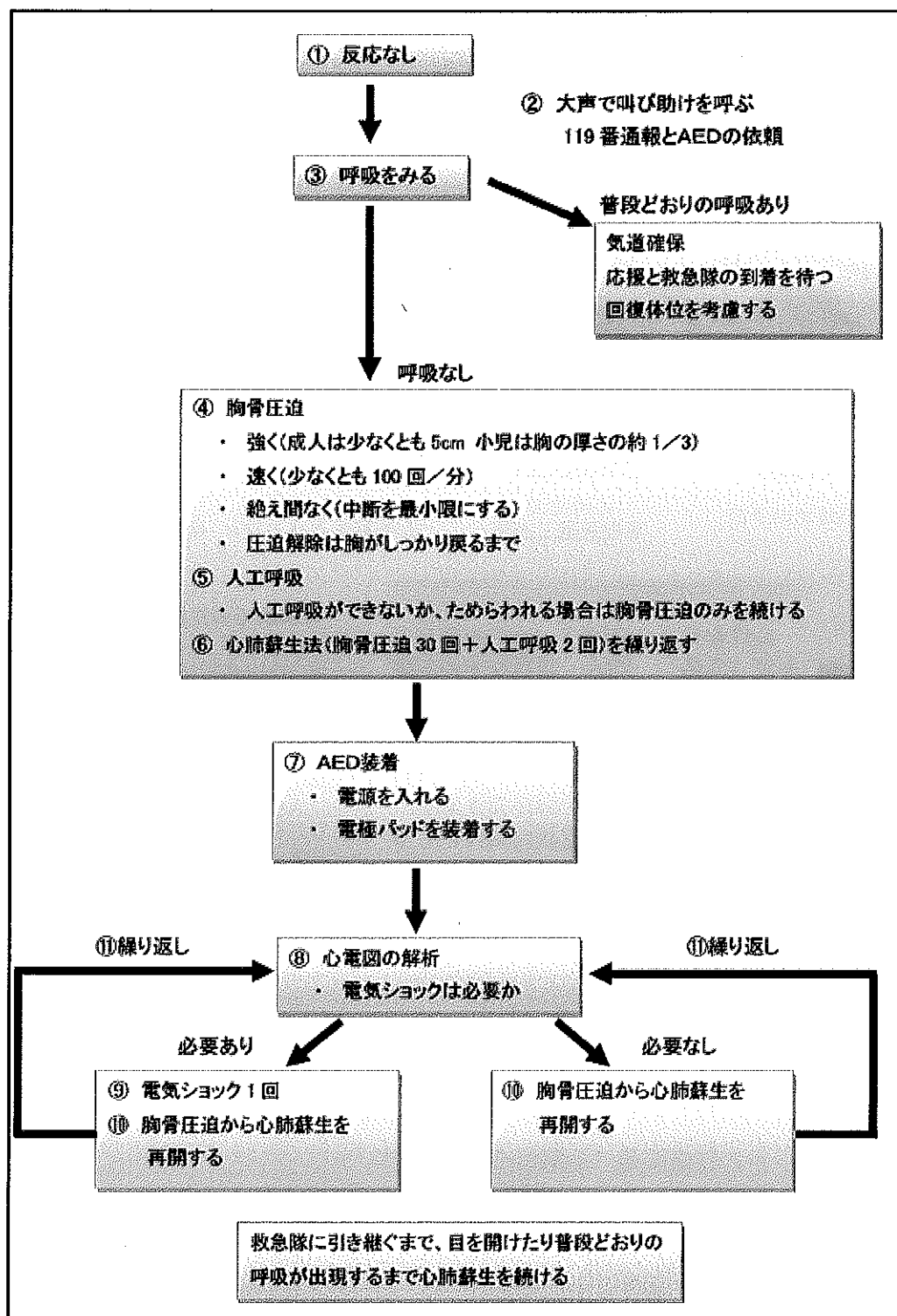
AED は主道場入り口エントランスの目立つ場所に設置します。

⑤ 救急用具を常備

救急用具を事務室内に常備し、練習中の軽微なケガ等の処置をします。
また、館内に担架を設置し、負傷者の移動に役立てます。



(心配蘇生法と AED を使用した除細動のフローチャート)



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

緊急時

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

緊急時

救命の連鎖 ^{れんさ} ～4つの輪～

傷病者を救命し、社会復帰させるために必要となる一連の行いを「救命の連鎖」といいます。これを構成する4つの輪が素早くつながることによって救命効果が高まります。この「救命の連鎖」における最初の3つの輪は、現場に居合わせた市民によって行われることが必要となります。



心停止の予防

心停止の
早期認識と通報

一次救命処置
(心肺蘇生とAED)

二次救命処置と
心拍再開後の集中治療

「心停止の予防」



心停止の主な原因は、子供の場合はケガ(外傷)、溺水、窒息などの不慮の事故で、成人の場合は急性心筋梗塞や脳卒中などの疾病によるものです。子供の場合は、保護者などの大人の監視や指導によりその予防ができます。成人の場合は、初期症状に気付いて早期に救急車を要請することにより、心停止に至る前に医療機関での治療を開始することができます。

＜病院での受診が必要な症状＞

- ・ 胸に圧迫感や痛みがある
- ・ 顔色が悪い、顔面蒼白や冷汗
- ・ 激しい頭痛、嘔気、嘔吐
- ・ 片側の手足や顔面が動かさにくい
- ・ 急に手足などのしびれを感じる
- ・ めまいで歩けない
- ・ ものが見えにくい、二重に見える
- ・ 言葉が普段どおりうまくしゃべれない

「心停止の早期認識と通報」



倒れた人や、反応のない人を見たら、ただちに心停止を疑うことから始まります。心停止の可能性を認識したら、大声で叫んで応援を呼び、119番通報をします。

「一次救命処置(心肺蘇生とAED)」



心臓が止まったら、早期の心肺蘇生とAEDによる電気ショックで心臓が再び拍動することが期待されます。また、絶え間ない確実な心肺蘇生法を続けて救急救命士や医師の行う二次救命処置につなげます。

「二次救命処置と心拍再開後の集中治療」

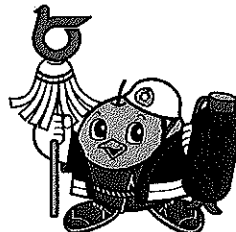


救急救命士や医師は、薬剤や気道確保器具などを利用した二次救命処置を行い、心臓が再び拍動することをめざします。また、病院では、専門家による集中治療により社会復帰をめざします。

⑥ あんしんトリピーメール案内を館内に表示

あんしんトリピーメール案内を館内に表示し、利用者が災害に役立てられるよう啓発します。

**あんしん
トリピーメール**



・あんしんトリピーメールとは

鳥取県庁各部局や鳥取県教育委員会、鳥取県警察本部等のほか、鳥取県内の市町村、消防局によって運用しているシステムで、それぞれの関係機関から安心安全に関する情報を配信します。このシステムは、行政側からの一方的な配信だけでなく、県民の皆さんからも災害の前兆現象や災害発生情報等を連絡することができます。

(1) 次のアドレスに、件名・本文を入れずにメールを送信します。

e-tottori-safe@xpressmail.jp

QR コード対応の携帯電話からは下図を読み取ってください。



(2) 返信メールに記載されたアドレス (URL) へインターネット接続します。

※迷惑メール設定の関係で返信メールが届かない場合がありますので、届かない場合は次の ASP サーバーホームページの一番下にある記載内容をご覧になるか、使用している携帯会社にお問い合わせください。

[ASP サーバーホームページ \(ASP サーバーのページに移動\)](#)

(3) 各項目へ入力し、「次へ」を選択します。

(4) 全項目入力を終えたら、登録内容を確認し、登録を完了します。

※詳しくは、こちらをご覧ください。

[登録画面イメージ \(PDF : 71KB\)](#)

(5) 登録内容を変更するには、再度利用登録手続きを行います。(登録内容が上書きされます。)

(6) 登録削除するには、次のアドレスに、件名・本文を入れずにメールを送信し、返信メールに記載された URL にインターネット接続すると登録が削除されます。

e-tottori-safe-d@xpressmail.jp

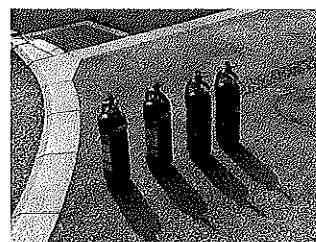
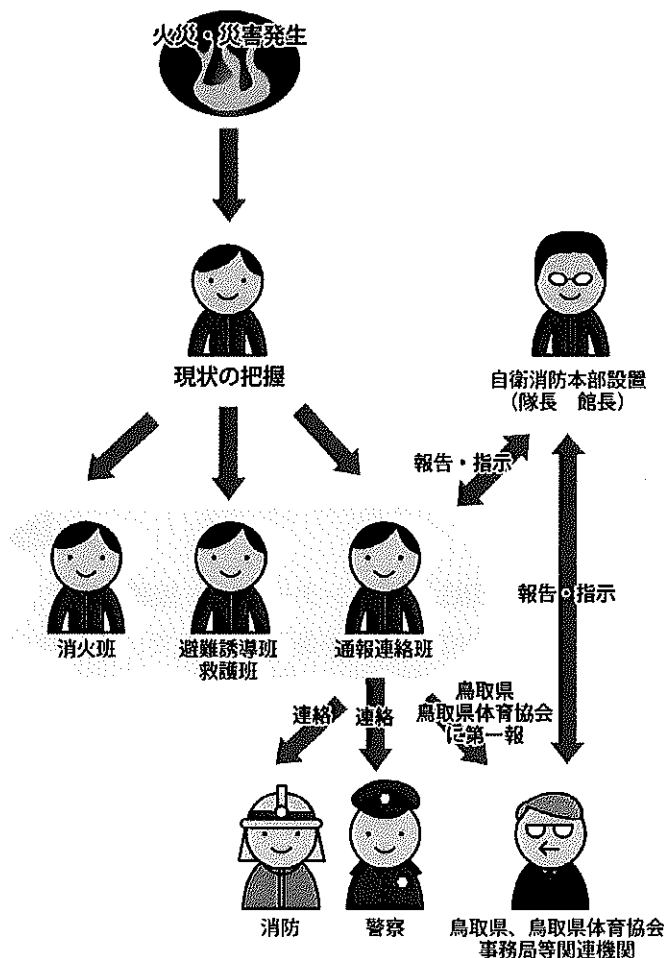
(2) 緊急時の体制・対応

事故や災害が発生した場合、“利用者の安全”を第一優先としつつ、図のような体制・行動に移行します。発生した事態が重篤で、利用者の生命の危機に瀕するような場合には、より迅速に、最良な状態で救急隊員に引き渡すことに全力を尽くします。

①火災・災害対応

ア) 火災対応

火災が発生した場合は、利用者の安全対策を最優先としながら、下記のフローチャートに沿って迅速・適切な対応をします。



- [通 報 連 絡 班]・・・消防署・警察への通報。
 [消 火 班]・・・事務室火災報知機盤により現場確認し、消火器と電話を持って現場へ急行。火災現場を確認、初期消火。
 [避難誘導・救護班]・・・利用者へ災害・火災状況を伝えながら、混乱が生じないように冷静に避難誘導を実施。
 負傷者発生の場合、適切に応急救護(人工呼吸、除細動器等)
 [非常放送避難誘導班]・・・非常放送により利用者の避難を誘導。
 ※ 職員の配置状況により、各班を兼ねる場合がある。